

災害時における応急対策業務に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岩手県地域防災計画に基づき、岩手県内において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、岩手県（以下「県」という。）がノースジャパン素材流通協同組合（以下「組合」という。）に対し、県が所管する公共土木施設等の応急対策業務等の実施について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、地震、津波、大雨その他自然現象及び大規模な事故等によるもので、県が協力を要請する必要があると認める場合の災害とする。

(協力業務の内容)

第3条 この協定に基づく、協力業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 災害等により発生した流木及び流出丸太等の除去
- (2) 応急対策等の実施において支障となる立木等の伐倒及び撤去
- (3) 林地等において県が必要と認めるその他の業務

(協力費用の負担)

第4条 第3条に掲げる協力業務の実施に要した費用は、県が負担することとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定業務に関する県の連絡窓口は、農林水産部森林保全課とする。

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び組合が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、県及び組合が記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

平成31年3月28日

岩手県
代表者 岩手県知事 達増 拓也

岩手県盛岡市菜園1丁目3番6号
ノースジャパン素材流通協同組合
理事長 鈴木 信哉



災害時における応急対策業務に関する協定実施細目

(趣旨)

第1 この実施細目は、災害時における応急対策業務に関する協定（以下「協定」という。）第6条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(協力組合員名簿の提出)

第2 ノースジャパン素材流通協同組合理事長（以下「理事長」という。）は、協定第3条の規定に基づく業務（以下「協力業務」という。）の円滑な執行を確保するため、岩手県農林水産部長（以下「部長」という。）に対し、当該協同組合における協力可能な組合員（以下「協力組合員」という。）の名簿（様式第1号）を毎年度4月30日までに提出するものとする。

2 理事長は、前項の規定による名簿に変更が生じたときは、速やかに部長に報告するものとする。

(協力組合員の出動要請)

第3 部長は、災害時に県が所管する公共土木施設等において、協力業務の実施が必要と判断した場合は、理事長に対し、協力業務の内容、協力業務を必要とする公共土木施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）等を明示した文書（様式第2号）により、協力組合員の出動を要請するものとする。

ただし、緊急を要するなど、文書をもって要請する暇がない場合は、電話等口頭により要請することができるものとする。

2 前項の規定に基づき要請を受けた理事長は、部長に対し、対応可能な協力組合員を推薦するものとする。

3 推薦された協力組合員は、施設管理者の連絡・指示を受けて、速やかに協力業務に着手するものとする。

(協力業務に係る請負契約等の締結)

第4 施設管理者は、協力業務の実施にあたって、協力組合員との間で遅滞なく請負契約等を締結するものとする。

(付 則)

この実施細目は、平成31年3月28日から施行する。